

# 消費者庁環境配慮の方針

平成27年11月25日  
消費者庁長官決定

## 1. はじめに

政府は、環境政策の基本的な方向と取組の枠組を明らかにするため、平成12年12月22日に「環境基本計画—環境の世紀への道しるべ—」を閣議決定した。同計画では、持続可能な社会の実現のためには、社会の構成員である全ての主体が環境に対する自らの責任を自覚し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境負荷を可能な限り低減させていくことを目指すことが必要とされている。特に、関係府省は、同計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにするとともに、その推進を図るため、政府は、率先して、自主的に、環境管理システムの導入に向けた検討を進めることとされている。

これを受け、消費者庁としても下記のように消費者庁環境配慮の方針を明らかにし、所管の政策分野における環境施策の方向性を示すとともに、日常業務においても、環境に配慮した取組を推進していくこととする。

## 2. 環境施策の推進

消費者が、自らの消費行動が環境面において他者に影響を及ぼし得ることへ理解を深めていくことが必要であるため、食品ロスの削減に向けた取組及び環境に配慮した消費行動についての調査研究を実施する。

## 3. 日常業務における環境に配慮した取組の推進

消費者庁はこれまで、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第110号）に基づく政府の実行計画を推進するとともに、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境への負担が少ない物品等を積極的に調達（グリーン調達）してきた。今後とも日常業務においても以下のような環境に配慮した取組を推進していくこととする。

### 1. 物品等の購入や使用に当たっての取組

#### (1) グリーン調達の推進

・物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入法の趣旨に基づき、環境

負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を最大限進める。

#### (2) 自動車等の効率的利用

- ・相乗りによる公用車利用の効率化を図る。
- ・自転車や公共交通機関による移動を奨励する。

#### (3) 用紙類の使用量の削減

- ・電子メールや庁内LAN の積極的な活用、文書・資料等の磁気媒体での保存等によるペーパーレス化を推進する。
- ・両面コピーの徹底を図る（内部で使用する各種資料を始め、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、特段の支障のない限り極力両面コピーとする。）
- ・使用済み封筒の再利用の徹底を図る。

#### (4) ゴミの分別やリサイクルの推進

- ・コピー機やプリンターのトナーカートリッジの回収を推進する。
- ・分別回収用のボックスを設置する。
- ・不要になった用紙等をクリップ、バインダー等を外して分別回収する。

### 2. 庁舎の整備・管理等における取組

- ・電子政府の推進を図り、ITの活用による業務の効率化を図る。
- ・冷暖房の適正な温度管理を行う。
- ・執務室、庁内会議において、夏期におけるクールビズ、冬期におけるウォームビズをそれぞれ励行する。
- ・冷暖房中の窓、出入り口の開放を禁止する。
- ・近隣階へのエレベーター使用を自粛する。
- ・昼休み中の消灯やOA 機器類の節電に努める。
- ・残業時において照明が必要な箇所以外では消灯する。
- ・超過勤務の縮減、年次休暇取得の推進を図るため、業務の効率化や早期退庁ができる職場環境作りを行う。

### 3. 職員に対する環境問題に関する研修機会や情報提供の充実等

- ・職員に対する環境保全関連行事への参加を奨励する。
- ・新人研修等において本方針の周知を図る。

### 4. 推進体制

消費者庁環境配慮の方針推進委員会において、本方針の推進を図るとともに、毎年度、進捗状況の点検を行い、本方針の必要な見直しを行う。その結果はホームページで逐次公表することとする。